雄武町国民保護計画

平成19年3月8日

雄 武 町

目 次

1 :			-																						•														
第	1章																																						
		1		町	0	責	利	务】	及	び	町	玉	月	号	F	隻	計	画	0	位	.置	<u>زر!</u>	がけ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
		2																							•														
		3																							•														
第	2章		玉	民	保	:護	ŧŧ	昔間	置	に	関	す	- Z	麦	ţz	本 :	方	針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
第	3章		関	係	機	製]0) =	事	務	又	は	業	訤	多の	の;	大	綱	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	4章																								•														
第	5章																																						
		1																							•														
		2		緊	急	太	女	卫基	事	態	•	•	•	•	,	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	編																																						
第	1章																																						
	第 1																								•														
		1																							•														
		2																							•														
		3																							•														
		4																							•														
•	第2																								•														
		1																							•														
		2																							•														
		3																							•														
		4																							•														
		5		ボ	ラ	ン	/ラ	٦,	1	ア	寸	体	等	FI	ニメ	付	す	る	支	援	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
•	第3		通	信	の	確	E 作	2	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
	第 4																								•														
		1		基	本	的	JŻ	会	え	方	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9
		2																																					
		3																							備														
		4																							•														
•	第 5		研	修	及	U	訚	川糸	涷	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	4
		1		研	修	•	•	•	•	•	•	•	•	•	,	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	4
		2		訓	練	į •	•	•	•	•	•	•	•	•	,	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	4

	第	2章		避難	誰、	救	仗技	爰及	文(Ċ	武	力:	攻	撃	災	害	<u>'</u> ^	·の	対	処	に	関	す	る	平	素	か	ら	の	備	え	•	•	•	•	•	2	6
			1	ì	辟菓	催に	2月	園す)	3 z	基	本	的	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	6
			2	ì	辟菓	推手	三 方	包罗	更行	湏(D.	パ	タ	_	ン	0	作	成	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	7
			3	7	效技	爰に	2月	園す)	3 z	基	本	的	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	8
			4	ì	軍這	 送事	事業	き き	旨(の	輸	送	力	•	輸	送	施	設	(D)	把	握	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	8
			5	ì	辟菓	隹放	包言	殳の) į	旨	定	~	0)	協	力	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	9
			6	<u>/</u>	主活	手関	打	直急	争力	施	没	の:	把	握	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	9
	第	3章		物道		えて	〕	至木	才 (の	備	蓄	•	整	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	0
			1	B	叮儿	こお	31	ナる	51	備	蓄	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	0
			2	Ħ	丁力	ご管	到	里す	广	るな	施	設	及	び	設	備	0	整	備	及	び	点	検	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	0
	第	4章		国	民货	呆 該	護!:	こ艮	具	ţ,	る [;]	啓:	発	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	2
			1		国月	已仔	民部	蒦扫	昔	置	2	関	す	る	啓	発	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	2
			2	Ī	武力	与对	女事	登事	耳	怎	等	に	お	٧V	て	住	.民	が	と	る	べ	き	行	動	等	に	関	す	る	啓	発	•	•	•	•	•	3	2
第	3 8	編	武	力!	攵雪	옽事	亰怠	点等	手~	^ (か	対	処	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	3
	第	1章		初፤	助证	直斜	各位	本制	il) (のi	Æ	速	な	確	<u>寸</u>	及	U.	初	動	措	置	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	3
			1	-	事創	总認	忍气	巨育	前儿	2	お	け	る	緊	急	事	態	連	絡	室	等	0)	設	置	及	び	初	動	措	置	•	•	•	•	•	•	3	3
			2	Ī	武力	与对	文事	圣争	等(D)	化/	候	に	関	す	る	連	絡	が	あ	つ	た	場	合	0)	対	応	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	5
	第	2章		町ź	付負	色本	告フ	1B 0	D	没i	置:	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	6
			1	Ħ	丁文	寸第	ぎて	古	130	カ	没	置	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	6
			2	ì	重信	言の	ひ存	在仔	呆	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	3
	第	3章		関係																																		
			1		国。	· 追	直0	タタ	计分	策	本:	部	と	0	連	携	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	4
			2	5	印章	퇃、	ŧ	冒力	官行	行Ī	攻	機	関	0	長	``	指	定	地	方	行	政	機	関	0	長	等	^	0	措	置:	要	請	等	•	•	4	4
			3		自復	訂隊	袋0	ら ら に の お に の に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に に る に	R	隊	等	の;	派	遣	要	請	0	求	め	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	5
			4	f	也0	D T		丁木	计	長	等	に	対	す	る	応	援	0	要	求	`	事	務	0	委	託	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	5
			5	‡	旨是	官行	丁酉	女核	夎	関(D:	長?	等	に	対	す	る	職	員	0)	派	遣	要	請	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	6
			6	H	丁()	つ行	j š	5 点	広 打	爱	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	6
			7	7	だこ	ラン	/5	F 1	1	7	寸/	体:	等	に	対	す	る	支	援	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	6
			8	1	主月	是~	\ 0	り接	カ - カノ	力	要	請	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	7
	第	4章		警载	银刀	えて	队	達	隹(の	指:	示	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	8
		第 1		警载	银0	り伝	z į	幸等	宇	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	8
			1	有	警幸	艮の	ЭÞ	勺茗	(社)	刀付	云.	達	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	8
			2		警幸																																	
			3		緊急																																	
	1	第2		避難	誰任	ÈΕ	60	り討	秀主	算:	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	1
			1	ì	辟巣	催の)‡	旨刁	六	のi	通	知	•	伝	達	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	1
			2	ì	辟巣	推美	三 方	包罗	更行	湏(D)	策:	定	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	2
			3		辟 莫																																	

第5章		救技	爰・	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	1
	1	求	效援	0	実加	施		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	1
	2	厚	[[係	機	関。	<u>ك</u> 0	の連	直携	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	1
	3	求	女援	0	内征	容		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	2
	4	5	医療	活!	動气	等る	を集	ミ施	j す	る	際	に	特	に	留	意	す	ベ	き	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	6
	5		女援																															
第6章		安召	5情	報(のリ	汉 ∮	集 ·	提	供	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	8
	1	3	学否	情	報(刀川	又身	₹•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	8
	2	ij	重に	対	する	る幸	報告	<u> </u>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	9
	3	多	学否	情	報(の見	照全	会に	対	す	る	口	答	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	9
	4		本																															
第7章		武力																																
第 1		武力	力攻	撃:	災暑	害~	~ 0.)対	処	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	1
	1		七力																															
	2		九力																															
第2		応急																																
	1		艮避																															
	2	誓	警戒	区.	域(の真	没定	₹•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	3
	3		法急																															
	4		肖防																															
第3		生活																																
	1		上活																															
	2		立険																															
第 4																																		
	1	N	lΒ	C	攻擊	撃し	こよ	こる	災	害	^	0	対	処	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	8
第8章																																		
第9章																																		
	1	仔																																
	2		主棄																															
第 10 章	至																																	
	1		上活																															
	2		達難																															
	3		上活																															
第 11 章	至	特列	朱標	章	等の	か 3	交付	力及	いい	管	理	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	5
第4編	復	旧争	手・	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	7
第1章																																		
	1		基本																															
第2章		武力	力攻	撃:	災暑	害の	の復	夏旧	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	8

第3章	玉	B民保護措置に要した費用の支弁等・・・・・・・・・・・・88
	1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求・・・・・・88
	2	損失補償及び損害補償・・・・・・・・・・・・・・・・・89
	3	総合調整及び指示に係る損失の補てん・・・・・・・・・89
第5編	緊急	a対処事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 (
	1	緊急対処事態・・・・・・・・・・・・・・・・・・9 (
	2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達・・・・・・・・・9(

※参 考

地方自治法の施行により、4月1日以降、助役については副町長とする。

第1編総論

第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

雄武町(以下、「町」という。)は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨及び、構成等について定める。

1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

(1) 町の責務

町(町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。)及び道の国民の保護に関する計画(以下「道国民保護計画」という。)を踏まえ、町の国民の保護に関する計画(以下「町国民保護計画」という。)に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

資料編

3 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、道国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとと もに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする(ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。)。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は 訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう 努める。

(3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、道、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と 平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めると きは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民 は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に 努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において 適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に 判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。 また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安 全の確保に十分に配慮する。

【外国人への国民保護措置の適用】

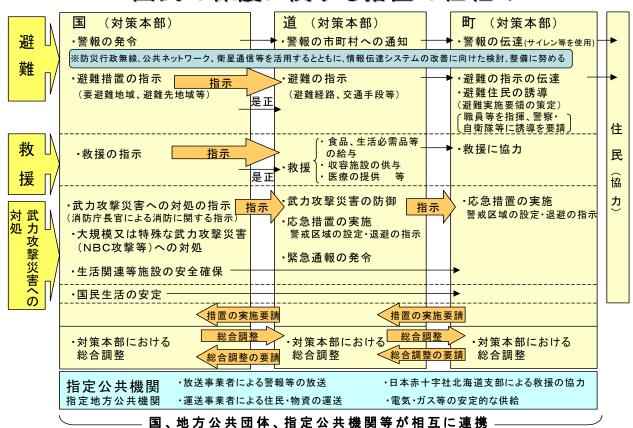
憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に 適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住 し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意 するものとする。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国 民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把 握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



○町の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
	1 国民保護計画の作成
	2 国民保護協議会の設置、運営
	3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
	4 組織の整備、訓練
	5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避
雄武町	難に関する措置の実施
	6 救援の実施、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民
	等の救援に関する措置の実施
	7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集及び報告その他の武力攻
	撃災害への対処に関する措置の実施

- 8 水の安定的な供給、生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧その他の国民 生活の安定に関する措置の実施
- 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄
- 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

〇 関係機関の連絡先

【関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等】

名	称	担当部署	所	在	地	電	話	備	考
紋別海上保安部		警備救難課	紋別市港町	5丁目	3番10号	0158-23-	-0118		
網走開発建設部紋別港	湾事務所	庶務課	紋別市弁天	町1丁	目2番10号	0158-23-	-5281		
網走開発建設部興部道	直路維持事業所	事務係	興部町東町	•		0158-82-	2155		
陸上自衛隊第25普通	科連隊	第3科	遠軽町字向	遠軽2	72	0158-42-	-5275		

【関係道機関】

名称	担当部署	所 在 地	電話	備考
網走支庁網走保健福祉事務所紋別地域保健部	企画総務課	紋別市南が丘1丁目6番地	0158-23-3108	
網走土木現業所興部出張所	施設保全室	興部町緑ヶ丘	0158-82-2115	
網走西部森づくりセンター	管理課	興部町旭町	0158-82-2158	
北見方面興部警察署	警備係	興部町緑ヶ丘	0158-82-2110	
興部警察署雄武駐在所	所長	雄武町末広町2区	0158-84-2744	
興部警察署幌内駐在所	所長	雄武町幌内上町	0158-86-2055	

【関係指定公共機関及び指定地方公共機関】

名	称	担当部署	所	在	地	電	話	備	考
㈱NTT東日本北海道北見支	店	統括	北見市中央	町 2-	18	0157-22	-2250		
北海道電力㈱紋別営業所		お客様センター	紋別市本町	7丁	目 2-26	0158-24	-3121		
雄武郵便局		窓口	雄武町幸町	•		0158-84	-2930		

【その他の機関】

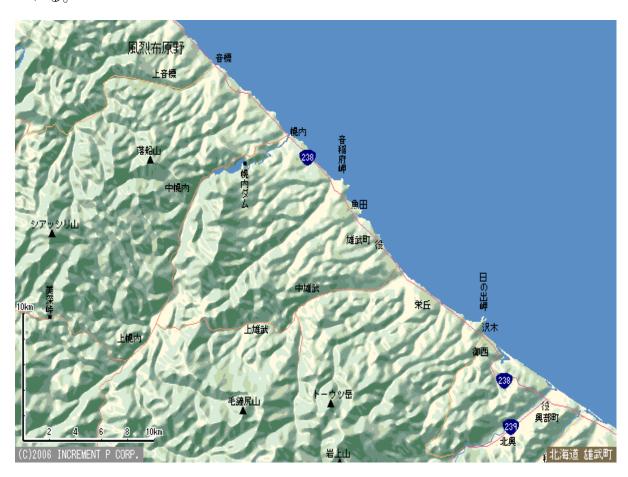
名	称	担当部署	所 在 地	電 話	備考
紋別医師会		事務局	紋別市花園町2丁目3-3	0158-24-3795	
雄武町自治会連合会		事務局	雄武町旭町	0158-82-3724	
雄武町社会福祉協議会		事務局	雄武町日の出北町	0158-84-4761	
おうむ農業協同組合		管理課	雄武町幸町	0158-84-2311	
雄武漁業協協同組合		総務部	雄武町北浜町	0158-84-2531	
雄武町商工会		事務局	雄武町幸町	0158-84-3141	
雄武町国民健康保険病隊	र्रे	庶務係	雄武町幸町	0158-84-2517	
紋別地区消防組合雄武艺	文署	警防係	雄武町幸町	0158-84-2052	

第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

町は、北海道の東北部、網走支庁管内の最北端に位置する。北東一帯はオホーツ ク海に面し、海岸線が35kmに及んでおり、海岸線から南西に穏やかな台地が続き、 その背景には天塩・北見山脈が連なっている。南は興部町、西は上川支庁管内下川 町と美深町、北は宗谷支庁管内枝幸町に隣接し、国道238号線が市街地を縦貫して いる。



(2) 気候

本町の気候は、オホーツク海沿岸における最強風地帯として有名であり、春季は $20\sim30\,\mathrm{m}$ の「ひかた風」が連日吹き荒れる。主な風向きは西南西で、この風が吹くときはフェーン現象が重なって、かなりの高温になることがあり、その最高気温は34.6%を記録している。冬季は11月から4月にかけて降雪があり、特に1月から3月上旬にかけて寒気が厳しく、吹雪で交通が途絶えることもある。海は、1月から3月までは流氷が接岸し海明けは4月になることもある。

	平均気温	最高気温	最低気温	降水量	平均風速	最多風向	年 間
	°C	°C	°C	mm	m/s		日照時間
2001年	5.0	30.3	-23.0	956.5	3.0	西南西	1651.4
2002 年	5.9	32.3	-20.6	913.0	3.0	東	1638.6
2003 年	5.6	30.1	-20.9	621.5	3.0	西南西	1796.6
2004 年	7.0	33.2	-17.6	769.5	3.3	南西	1789.3
2005 年	6.0	30.8	-23.4	807.0	3.2	南西	1686.8
平均	5.9	31.3	-21.1	813.5	3.1	-	1712.5

※資料:網走気象台

(3) 人口分布

町の人口は市街地区の雄武地区に集中しており、平成18年4月1日現在の住民基本台帳人口は5,355人で、平成17年4月1日現在の住民基本台帳人口と比較すると119人、2.17%の減少となっている。

地区名	世帯数	総数	男	女	65 歳以上
沢木地区	178	517	251	266	167
栄丘地区	30	108	50	58	26
中雄武地区	50	189	97	92	51
上幌内地区	7	9	6	3	8
幌内地区	136	341	161	180	117
音稲府地区	277	765	398	367	187
雄武地区	1, 519	3, 426	1, 577	1,849	888
7 地 区	2, 197	5, 355	2, 540	2, 815	1, 444

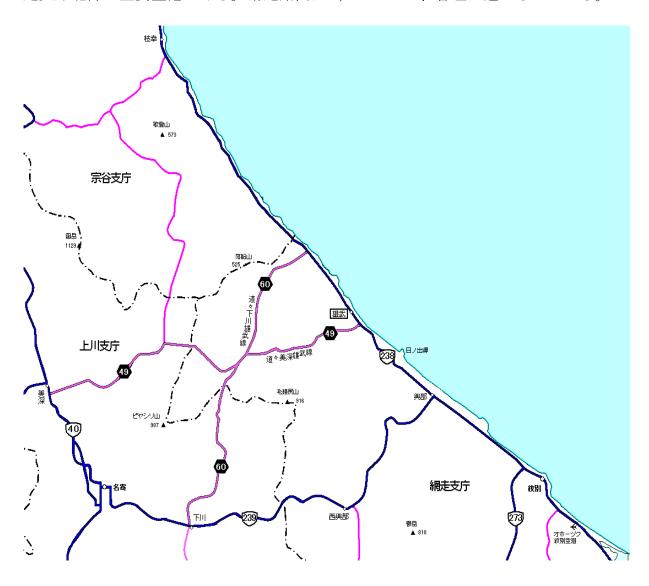
雄武町管内図



(4) 道路、空港の位置等

道路は、国道 238 号が市街地を縦貫しており、東南に延び興部町、北西に延び枝幸町に繋がっている。道道は南西に延びる道道美深雄武線で上川管内美深町、下川雄武線で下川町に繋がっている。

空港については、国道 238 号で約45 km南東の紋別市に第三種空港があり、網走支庁北部の主要空港である。滑走路長は2,000m×45m、管理は道となっている。



第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり道国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、道国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃
- ※ これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃(核兵器等又は生物剤若しく は化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。)の特徴等については、基本指針に記述。

2 緊急対処事態

町国民保護計画においては、緊急対処事態として、道国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

- (1) 攻撃対象施設等による分類
 - ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、 危険物積載船への攻撃、ダムの破壊
 - ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破
- (2) 攻撃手段による分類
 - ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
 - ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来
 - ※ 上記の事態例の特徴等については、基本指針に記述。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 町における組織・体制の整備

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 町の各課室等における平素の業務

町の各課室等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【町の各課室等における平素の業務】

担当課等名	平素の業務
各課室等共通業務	1 町長の命じる事項
住民生活課	1 国民保護協議会等の運営に関すること。
総務課	2 町国民保護計画に関すること。
財務企画課	3 町国民保護対策本部の体制、資機材等整備に関すること。
税財管理課	4 避難実施要領の策定及び避難訓練に関すること。
出納室	5 物資及び資材の備蓄に関すること。
議会事務局	6 関係機関との連絡調整に関すること。
	7 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達体制整備、訓練等に関すること。
	8 国民保護の準備に係る国、道、他市町村、消防機関、警察、自衛隊、海上保安部、関係機関との
	連絡調整に関すること。
	9 防災行政無線の整備、管理、運用に関すること。
	10 避難施設の指定への協力、連絡調整に関すること。
	11 被災情報の収集、記録、提供体制の準備等に関すること。
	12 住民等の安否情報の収集、準備体制の整備に関すること。
	13 関係者、関係機関等との通信手段の体制整備等に関すること。
	14 国民保護に関する広報、広聴に関すること。
	15 国民保護対策予算その他財政に関すること。
	16 ボランティア等の支援に係る総合調整に関すること。(保健福祉課所管分は除く)
	17 特殊標章等の交付準備等に関すること。
	18 避難住民の誘導等に係る調査、計画、体制整備等に関すること。
	19 外国人保護の体制整備等に関すること。
	20 自治会、自治会連合会等の自治組織との連絡調整、支援に関すること。
	21 町議会との連絡調整に関すること。

	22 報道機関との連絡調整等に関すること。
	23 災害対策従事者の公務災害補償等に関すること。
	24 死体処理、火葬、埋葬に係る連絡、調整等の体制整備等に関すること。
	25 廃棄物及びし尿処理の体制整備等に関すること
	26 有害物質等の保安等の体制整備等に関すること。
	27 戸籍簿の保護、火葬の許可に係る体制整備等に関すること。
	28 町営住宅、公の施設、町有財産等の被害調査、復旧対策に係る体制整備等に関すること。
	29 町有財産等の保全に関すること。
	30 町税、諸収入減免制度の制定、周知に関すること。
	31 その他、他課等の平素の業務等に属さないものに関すること。
	1 高齢者、障害者、乳幼児等その他、特に配慮を要する者の安全確保及び避難、救援体制の整備に
保健福祉課	関すること。
在宅介護支援	2 住民の避難誘導に関すること。
センター	3 避難施設の運営体制の整備等に関すること。
児童センター	4 福祉、医療関係ボランティアの支援に関わる総合調整に関すること。
	5 保育所児童の避難救援等の調査、計画、応急保育体制整備等に関すること。
	6 日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関すること、及び赤十字標章等の使用許可申請準備等に
	関すること。
	7 義捐金、救援物資の調達、集配の体制整備等に関すること。
	8 避難住民等に係る食料、水その他生活必需品に係る給与、確保及び調達体制等整備に関すること。
	9 被災世帯名簿の作成に関すること。
	10 食品衛生、住民健康維持、保健衛生の体制整備等に関すること。
	11 避難施設 (保健福祉課、児童センター所管) の管理運営等に関すること。
	12 入浴施設、トイレ等確保、提供の調査、計画、体制整備等に関すること。
	13 他の課の業務等に属さない生活支援体制に関すること。
	1 公共土木施設(道路橋梁等)、住宅、下水道施設の被害調査、復旧対策等に係る体制整備等に関
建設水道課	すること。
	2 建設、道路関係団体・機関との連絡調整等に関すること。
	3 運送事業者に対する要請(車輌等の確保、避難住民・緊急物資の運送等)体制の整備及び連絡調
	整に関すること。
	4 住宅等応急復旧資材等調達の体制整備等に関すること。
	5 応急仮設住宅(町営住宅入居者関係)、資材等調達の体制整備等に関すること。
	6 市街地、道路、河川、急傾斜地等の状況把握、対策等に関すること。
	6 市街地、道路、河川、急傾斜地等の状況把握、対策等に関すること。 7 道路の通行禁止及び制限の処置の総合調整等に関すること。
	7 道路の通行禁止及び制限の処置の総合調整等に関すること。
	7 道路の通行禁止及び制限の処置の総合調整等に関すること。 8 危険箇所、支障となる工作物の除去等に関する調査の体制整備等に関すること。。
	7 道路の通行禁止及び制限の処置の総合調整等に関すること。 8 危険箇所、支障となる工作物の除去等に関する調査の体制整備等に関すること。。 9 土木建設機械・資材等の手配に関する調査、計画の体制整備等に関すること。
	7 道路の通行禁止及び制限の処置の総合調整等に関すること。 8 危険箇所、支障となる工作物の除去等に関する調査の体制整備等に関すること。。 9 土木建設機械・資材等の手配に関する調査、計画の体制整備等に関すること。 10 生活関連等施設に関すること。
	7 道路の通行禁止及び制限の処置の総合調整等に関すること。 8 危険箇所、支障となる工作物の除去等に関する調査の体制整備等に関すること。。 9 土木建設機械・資材等の手配に関する調査、計画の体制整備等に関すること。 10 生活関連等施設に関すること。 11 上下水道施設の被害調査、復旧対策に係る体制整備等に関すること。

産業振興課	1 漁港、海岸施設及び水産業関係の被害調査、復旧対策に係る体制整備等に関すること。
農業委員会	2 水産関係団体・機関との連絡調整等に関すること。
	3 商工業関係の被害調査、復旧対策に係る体制整備等に関すること。
	4 商工関係団体・機関との連絡調整に関すること。
	5 避難施設 (産業振興課所管) の管理運営等に関すること。
	6 生活関連物資等の価格安定の体制整備等に関すること。
	7 就業支援に係る体制整備等に関すること。
	8 農業・畜産・林業関係の被害調査、復旧対策等に係る体制整備等に関すること。
	9 家畜防疫、へい獣処理等の体制整備等に関すること。
	10 危険動物及びペット動物に関すること。
	11 その他産業振興・農業委員会業務等に関すること。
教育委員会	1 児童・生徒の避難、救援等に関する調査、計画、体制整備等に関すること。
	2 児童・生徒の応急教育に関する調査、計画、体制整備等に関すること。
	3 町立学校(小学校・中学校)、高校等への警報等の伝達体制整備等に関すること。
	4 児童・生徒の避難施設の確保、調査、体制整備等に関すること。
	5 文教施設、体育施設等の状況把握、対策、提供等に係る調査、体制整備等に関すること。
	6 文化財の調査、保護等の体制等に関すること。
	7 避難施設(教育委員会所管)の管理運営等に関すること。
	8 避難住民等への食料提供に係る食材の手配、供給方法等の体制整備等に関すること。
	9 その他教育委員会業務等に関すること。
国保病院	1 傷病者の収容、手当その他応急医療に関すること等の体制整備に関すること。
	2 災害時の医療品、衛生資材の確保及び供給に関すること。
	3 消防機関、医療機関等との連絡体制の整備に関すること。
	4 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること。
	5 その他医療対策等に関すること。

【消防機関における平素の業務】

消防組合	1 武力攻撃災害への対処に関すること。 (救急・救助を含む)					
(雄武支署)	2 住民の避難誘導に関すること。					
	3 24 時間即応体制に関することなど。					

※国民保護に関する業務の統括、各課室等の調整、企画立案等については、国民保護 担当課長等の国民保護担当責任者が行う。

2 町職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

町は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応 に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集で きる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに町長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

【町における24時間体制の確保について】

(1) 町部局での対応充実

常備消防機関との連携を図りつつ、当直等の強化(守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに町長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。)を図るなど、24時間即応可能な体制を整備する。この場合、初動時において迅速に連絡が取れる体制であることが重要である。

(2) 常備消防機関との連携強化

夜間、休日等における初動連絡体制(警報受領及び現場情報受領、町長その他 関係機関への連絡)に限定して常備消防機関に事務を委ねることが選択肢として 考えられる。その際、構成市町村においては、初動の連絡を受領次第速やかに対 応体制をとることとし、担当職員が登庁後は当該町が常備消防機関より引き継 ぎ、国民保護措置を実施することとする。この場合、常備消防機関は、特に構成 市町村の長への連絡を迅速に行うよう留意するとともに、平素より、各市町村と 常備消防機関との連携を密にし、各市町村の庁内体制の整備や職員への周知を十 分実施しておく。

(3) その他

消防本部より住民への初動連絡ができるよう、防災行政無線の親機や遠隔操作機を常時消防機関に設置することが重要である。

(3) 町の体制及び職員の参集基準等

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとと もに、その参集基準を定める。

その際、町長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体制	参集基準
①担当課体制	国民保護担当課職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、町国民保護対策本部体制に準じて 職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個 別の事態の状況に応じ、その都度判断
③町国民保護対策本部体制	全ての町職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況		体制の判断基準	体制		
事態認定前	町の全課室等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必				
	要な場合				
	町の全課室等での対応が必要な場合(現場からの情報によ				
	り多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場				
事態認定後	町国民保護対策本	町の全課室等での対応は不要だが、	1		
	部設置の通知がな	情報収集等の対応が必要な場合			
	い場合				
		町の全課室等での対応が必要な場合	2		
		(現場からの情報により多数の人を			
		殺傷する行為等の事案の発生を把握			
		した場合)			
	町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合				

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

町の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、町対策本部長、町対策副本部長及び町対策本部員の代替職員については、 以下のとおりとする。

【町対策本部長、町対策副本部長及び町対策本部員の代替職員】

名称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)
町 長	助役	総務課長
(対策本部長)	(対策副本部長)	
助役	総務課長	住民生活課長
(対策副本部長)		

[※]本部員については町地域防災計画に準じる。

(6) 職員の服務基準

町は、(3)①~③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、町国民保護対策本部(以下「町対策本部」という。)を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目等について定める。

- 交代要員等の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、町における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、町は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、道と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。また、町は、道と連携し、消防団員に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、紋別地区消防組合管理者(以下、消防組合管理者という。)は、消防本部 及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
項目	内	容			
損失補償	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)				
(法第159条第1項)	特定物資の保管命令に関すること。 (法第81条第3項)				
	土地等の使用に関すること。 (法第82条)				
	応急公用負担に関すること。 (法第113条第1項・5項)				

損害補償 国民への協力要請によるもの

(法第160条) (法第70条第1·3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)

不服申立てに関すること。(法第6条、175条)

訴訟に関すること。(法第6条、175条)

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

町は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、町文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

町は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

町は、国民保護措置を実施するに当たり、国、道、他の市町村、指定公共機関、 指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠である ため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

町は、国、道、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

町は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、町国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 道との連携

(1) 道の連絡先の把握等

町は、緊急時に連絡すべき道の連絡先及び担当部署(担当部局名、所在地、電話(FAX)番号、メールアドレス等)について把握するとともに、定期的に更新を行い、 国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、道と必要な連携を図る。

(2) 道との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、道との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 町国民保護計画の道への協議

町は、道との国民保護計画の協議を通じて、道の行う国民保護措置と町の行う国民 保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 道警察との連携

町長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、道警察と必要な連携を図る。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

町は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

消防組合管理者は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

町は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

(3) 関係機関との協定の締結等

町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、町は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び町等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るよう努める。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会 その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るよう努める。

第3 通信の確保

町は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、 非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常 通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

施

備

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

町は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運用・管理、整備等を行う。

・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。

設 ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星 ・ 系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。

┃・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。

面 ・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、道対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。

- ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
- ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた 場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
- ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定 した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練 終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
- 用 ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定める

とともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業 務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。

- ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、 外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる 者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

町は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

町は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生児童委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。(その際、民生児童委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。)

(2) 防災行政無線の整備

町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる、同報系 その他の防災行政無線の整備に努めるなど通信体制の充実に努める。

※【全国瞬時警報システム (J-ALERT) の整備について】 (参考情報)

国においては、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行う全国瞬時警報システム(J-ALERT)の開発・整備を検討しており、平成17年度においては、全国31団体において実証実験を実施しており、平成19年2月から一部の情報について運用可能となっている。

今後、全国の市区町村においては、市町村合併に伴う同報無線の親機の統合や遠隔制御装置の設置(旧市町村間の親機の総合運用等)、同報無線の更新やデジタル化、同報無線の導入等が近々に予定される団体が相当数に上ると見込まれる。

この場合、町において、J- ALERTのために新規に必要となる機器について、効率性の

観点から、これらの整備時期において一体的に自動起動機の設置及び工事等を行うことも十分に検討されることが必要である。

(3) 道警察との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速 に行われるよう、道警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部 との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 多数の者が利用する施設等に対する警報の伝達のための準備

町は、道から警報の内容の通知を受けたときに町長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、官公庁、事業所その他の多数の者が利用 又は居住する施設について、道との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

町は、道と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が 期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施で きるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報(以下参照)に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、道に報告する。

【収集・報告すべき情報】

- 1 避難住民・負傷住民
- 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①~⑥のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)
- ⑧ 負傷(疾病)の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ① 連絡先その他必要情報
- ① 親族・同居者への回答の希望
- ③ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意
- 2 死亡住民

(上記①~⑦に加えて)

- 15 死亡の日時、場所及び状況
- ⑥ 遺体が安置されている場所
- ① 連絡先その他必要情報
- ⑱ ①~⑦、⑮~⑪の親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

(2) 安否情報収集のための体制整備

町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、町における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、道の安否情報収集体制(担当の配置や収集方法・収集先等)の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安 否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計 資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、 あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当を定めるとともに、必要な体制の整備を図 る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した○○○による被害(第 報)

平成 年 月 日 時 分 ○○市 (町村)

- 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(又は地域)
 - (1) 発生日時 平成 年 月 日
 - (2) 発生場所 雄武町 町
- 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要
- 3 人的・物的被害状況

	人 的 被 害			住家被害		その他	
市町村名	死 者	行 方 不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷	土坂	十级	
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人 ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

(2) 担当者の育成

町は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

町職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、 研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的 な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。こ のため、町における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり 定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

町は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、道消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

町は、職員に対して、国、道等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、 多様な方法により研修を行う。

また、道と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eーラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

町は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、道、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 町における訓練の実施

町は、近隣市町村、道、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置について の訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、道警察、海上保安部、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

① 町対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び町対策本部設置運営訓練

- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集 訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 町は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 町は、道と連携し、学校、病院、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は 居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警 報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 町は、道警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める(通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。)。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、 避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

また、本町は積雪寒冷地であるため、積雪により道路が寸断され、地域が孤立する状況が生じるおそれがあることにかんがみ、道路の除雪及び閉鎖状況の照会先や 冬季における交通機関の輸送体制等の把握については特に留意する。

【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
 - (※ 人口分布、世帯数等)
- 区域内の道路網のリスト
 - (※ 避難経路として想定される国道、道道、町道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
 - (※ 鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
- 避難施設のリスト(データベース策定後は、当該データベース)
 - (※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
 - (※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
 - (※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関(国、道、民間事業者等)の連絡先一覧、協定
 - (※ 特に、地図や各種のデータ等は、町対策本部におけるテレビの 大画面上にディスプレーできるようにしておくことが望ましい。)
- 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
 - (※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト
 - (※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)
 - (※ 消防機関の装備資機材のリスト)
- 災害時要援護者の避難支援プラン

(2) 隣接する市町村との連携の確保

町は、町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

【災害時要援護者の避難支援プランについて】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、 高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害 時における取組みとして行われる災害時要援護者の避難支援プランを活用するこ とが重要である(「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成17年3月)参 照)。

避難支援プランは、災害時要援護者の避難を円滑に行えるよう、「要援護者支援に係る全体的な考え方」と「要援護者一人一人に対する個別計画」で構成される。 災害時要援護者一人一人の避難支援プランを実施するためには、災害時要援護者 情報の把握が不可欠であるが、その方法としては、①同意方式、②手上げ方式、③ 共有情報方式の3つの方法があり、これらにより取得した情報をもとに一定の条件 や考え方に基づき、支援すべき災害時要援護者を特定し、福祉関係部局と防災関係 部局が連携の下で、災害時要援護者各個々人の避難支援プランを策定することとな る(家族構成や肢体不自由の状況、避難支援者や担当している介護保険事業者名な どを記載)。

(4) 民間事業者からの協力の確保

町は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

町は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

町は、関係機関(教育委員会など町の各執行機関、消防機関、道、道警察、海上保安部、自衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別(特に冬期間の避難方法)、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 道との調整

町は、道から救援の一部の事務を当該町において行うこととされた場合や町が道の行う救援を補助する場合にかんがみて、町の行う救援の活動内容や道との役割分担等について、自然災害時における町の活動状況等を踏まえ、あらかじめ道と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

町は、道と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとと もに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

また、本町が積雪寒冷地であることにかんがみ、冬季における救援を考慮して、暖房器具や自家発電機の備蓄状況又は調達体制等の把握については特に留意する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

町は、道と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

特に、冬季の道路においては、積雪により幅員が減少したり、閉鎖となる区間が生じることを踏まえ、冬季における運送の実施体制について検討を行う。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

町は、道が保有する当該町の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
 - ① 保有車輌等(定期・路線バス等)の数、定員
 - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など
- 輸送施設に関する情報
 - ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

町は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、 道が保有する当該町の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

町は、道が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど道に協力する。

町は、道が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、道 と共有するとともに、道と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

町は、その区域内に所在する生活関連等施設について、道を通じて把握するとと もに、道との連絡体制を整備する。

また、町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管道担当部局】

国民保護	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	所管道
				担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	
	2号	ガス工作物	経済産業省	
	3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	
	6 号	放送用無線設備	総務省	
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	
	9号	ダム	国土交通省、農林水産省	総務部
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	危機対策局
	2号	毒劇物 (毒物及び劇物取締法)	厚生労働省	
	3 号	火薬類	経済産業省	
	4号	高圧ガス	経済産業省	
	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	文部科学省、経済産業省	
	6号	核原料物質	文部科学省、経済産業省	
	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)	文部科学省	
	8号	毒劇薬(薬事法)	厚生労働省、農林水産省	
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	
	10号	生物剤、毒素	各省庁(主務大臣)	
	11号	毒性物質	経済産業省	

(2) 町が管理する公共施設等における警戒

町は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、道の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、道警察及び海上保安部との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

町が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のと おり定める。

1 町における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ョウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、町としては、国及び道の整備の状況等も踏まえ、道と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ョウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の 拡大を防止するための除染器具など

(3) 道との連携

町は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、 道と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

町は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

町は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

町は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。